



自転車安全利用の交通ルール

安全・安心に通れる道路へ

昨年の区内での自転車が関与する交通事故件数は、651件で、自転車乗用中の死傷者数は616人(死者2人)でした。

道路は多くの方が通行する公共の場所です。一人ひとりが思いやりの心を持ち、自転車安全利用五則(左表)や交通ルールを守って安全に利用しましょう。

確認しよう！自転車安全利用の交通ルール

道路交通法では自転車は「車両」の一種に位置付けられます。

「車道は左側通行」

自転車は「車道の左側端」に寄って通行しましょう。右側の通行は「逆走」です。

※罰則…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

「歩行者を優先」

自転車で歩道を通行する場合は「車道寄りを行進」しましょう。歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

※罰則…2万円以下の罰金または科料

また、横断歩道を自転車です

～自転車安全利用五則～

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外※ 歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

※自転車です道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

☎(3647)4784
FAX(3647)9287

地域交通課交通係

今すぐ実践！蚊対策のポイント

蚊を発生させない・蚊に刺されないために

蚊は羽音による不快感や、刺されることによる腫れやかゆみだけでなく、デングウイルスなどの病原体を媒介することがあります。日ごろから蚊を発生させない・蚊に刺されないための対策を行いましょう。

発生を防ぐポイント

「不要なものを片付け、水たまりをなくす」

蚊を減らすには水中に生息するボウフラ(蚊の幼虫)の発生を防ぐことが有効です。少しの水たまりでも成長できるため、水たまりをつくらないうよう、家

木を枯らす

クビアカツヤカミキリに注意

サクラなどの木を枯らしてしまつて特定外来生物(※)の「クビアカツヤカミキリ」が区内で確認されています。被害の拡大を防ぐため、区では公園などの調査を行っています。

人体に害はありませんが、サクラやウメなどの樹木をお持ちの方はご注意ください。

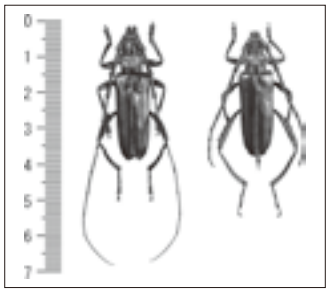
※特定外来生物とは、生態系や人体に深刻な影響を及ぼす可能性があり、生きたまま運んだり、飼ったりすることが法律で禁止されている外来生物のことです。

「クビアカツヤカミキリとは」

中国・ベトナムなどが原産の

「どのような被害があるのか」

幼虫が成虫になるまでのおよそ2年間、サクラなどの木の中に潜み、木の内部を食べて枯らします。



▲クビアカツヤカミキリ(左がオス、右がメス)

「屋外では肌の露出を減らす」
屋外では長袖シャツや長ズボンを着用し、肌の露出を減らしましょう。また、必要に応じて虫よけ剤を使用しましょう。

殺虫剤を適切に使う

殺虫剤は、説明書をよく読んで、適量を使用しましょう。

また、区では、蚊の発生源となる雨水マスに薬剤を投入していただく協力団体(町会・自治会、マンション管理組合等)を募集しています。協力いただける団体はご連絡ください。

「蚊を室内へ入れない」
ドアや窓の開け放しに注意し、破れた網戸は補修しましょう。

「蚊の潜伏場所をなくす」
蚊はやぶや草むらに潜伏する習性があるため、草刈りを定期的にに行いましょう。

「こんなサインに注意」
幼虫は木の中にある間、「フラス」という木くずとフンが混ざったかきんとう状のものを排出します。木の根元や幹にフラスが出ていたら、内部に幼虫がいる可能性があります。成虫は6～8月ごろに現れますが、フラスは幼虫の動きが活発な5～10月ごろ見られます。写真は区ホームページをご覧ください。

「見つけたときは」
成虫を見つけたら、その場で駆除いただくとともに、見つけた場所を環境保全課までお知らせください。

☎(3647)6148
FAX(5617)5737

環境保全課調査係

プールを楽しむ安全に

マナーを守りましょう

夏になると、プールを利用する機会が増えます。感染症や事故を防ぐために、マナーを守り、安全にプールを利用しましょう。

「プールに入る前」

○睡眠不足や発熱、下痢、頭痛などの症状があるときは利用を控えましょう。

○トイレを済ませ、シャワーで体の汚れ、化粧、整髪料などをよく洗い流しましょう。

○アクセサリーを外しましょう。

○念入りに準備体操を行いましょう。

「プール利用中」

○怪我や事故の原因となるため、プールサイドを走る、プールに飛び込むなどの危険な行為はやめましょう。

○排水口など水が吸い込まれて

「持ち物」木の踏み台(奥行き33cm×幅36cm×高さ35・1cm)を持ち帰るためのバッグ

「締」7月10日(水)午後5時必着

「申」区ホームページ、またはメール・はがきに①催しもの名②参加者氏名(ふりがな)③住所④電話番号⑤学年を記入し、〒135-8833区役所温暖化対策課環境調整係へ

☎(3647)6124
FAX(5617)5737

380201@city.koto.lg.jp

毎週水曜、区役所本庁舎および豊洲特別出張所(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)の窓口時間を午後7時まで延長しています。取り扱い業務の詳細については各担当窓口へご確認ください。

「夏休み環境学習会」
親子で木の踏み台の工作と
バイオガーデンの見学
8/6(火)

場 東京木材市場(新木場2-1-8)、フジクラ木場千年の森(木場1-2) 区役所

人 区内在住の小学生と保護者15組30人(抽選。当選者のみ7月19日(金)までに通知)

※保護者1人につき小学生1人 費 1組2,000円